# 鳥取市災害医療活動指針

令和元年10月7日制定 令和5年1月20日改正

> 鳥 取 市 (医療対策部)

# 目 次

はじめに・	• • • • • • • •	• •	• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P 1
第1章 災	害時医療体制の平時	の準	備 •	•	• •	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P 4
第1節	災害時医療体制の整	備•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P 4
1	体制整備・・・・・			•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P 4
2	広域災害救急医療情	報シ	ステ	ム	(E	Μ	I S	3)		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P 4
3	医薬品等の備蓄・・			•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P 4
4	広域搬送拠点臨時医	療施	設 (	(s)	CU	)		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P 4
5	災害医療コーディネ	<b>-</b> ⊦ ·	チー	ム		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P 4
第2節	災害時の医療救護マ	ニュ	アル			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P 5
1	災害時の医療救護マ	ニュ	アル	の動	整備			•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	P 5
第3節	災害医療関係訓練及	び研	俢•	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P 5
1	本指針に基づく訓練			•		•		•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	P 5
2	訓練情報の提供・・			•		•		•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	P 5
3	訓練による本指針の	見直	l.	•		•		•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	P 5
4	災害医療関係研修・			•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P 5
第2章 災	害時における活動・			•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P 6
第1節	医療救護活動の実施			•		•					•	•	•	•	•	•		•		•	P 6
1	医療対策部の立ち上	げ・		•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P 6
2	医療対策部の活動・			•		•		•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	P 6
3	東部圏域災害医療コ	ーデ	ィネ	<u>.</u> —	トチ	_	ム・	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	P 8
4	本市における医療救	護所	の設	置		•		•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	P 9
第2節	特に対応が必要な個	別事	頁•	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P 10
1	人工血液透析受診者	等災	害時	要西	记慮	者	の対	寸応	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P 10
第3章 災	害時の傷病者搬送体	制•		•		•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P11
第1節	被災地域内での傷病	者の	般送	<u>.</u>		•		•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	P11
1	実施者・・・・・・			•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P 11
2	搬送先決定の際の注	意点		•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P 11
3	搬送の要請・・・・			•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P 11
第2節	傷病者の広域搬送(	圏域	外地	」域/	<b>\</b> Ø	搬	送)	と	S	С	U	の	2	堂	•	•	•	•	•	•	P 12
1	県内被災地や近隣県	~Ø;	地域	医療	寮搬	送		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P 12
2	県が主体的に実施す	る県	外へ	のは	也域	医	療携	改送	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	P 13
3	広域医療搬送とSC	U設'	営•	•		•		•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	P 13
第3節	SCUの設置・・・			•		•		•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	P 14
1	設置場所・・・・・			•				•	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	P14
<用語集>																			•	•	P15
<医療救護	活動における鳥取市																				

#### はじめに

#### 指針の性格

本市は平成30年4月に保健所を設置し、併せて鳥取県(以下「県」という。)から 岩美町、若桜町、智頭町、八頭町(以下「4町」という。)の保健所事務を受託した。 また、県においては、平成24年7月に制定された鳥取県災害医療活動指針を、平成3 0年11月に改正された。

この指針は、これらを受けて、県の災害対策本部が設置される大規模な災害(震度5 強以上の地震及び風水害等)、本市及び4町の災害対策本部が設置される大規模な災害 の発生時において、「鳥取県地域防災計画」、「鳥取市地域防災計画」及び4町の地域防 災計画における「救助・救急・医療活動・平時の準備(研修・計画)」などを具体的に 推進するため、本市における災害時の医療救護活動に係る基本的事項を定めるものであ る。

なお、本指針は、鳥取県地域防災計画及び鳥取市地域防災計画の変更、国の動向、関係機関の状況などに応じて必要な見直しを行う。

#### 指針活動の対象期間

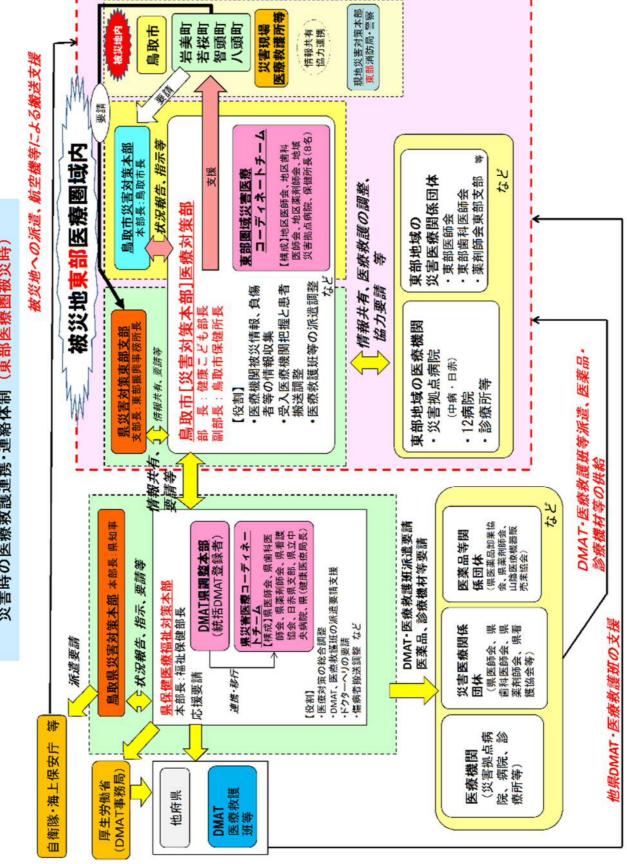
災害発生時の超急性期(災害発生後概ね72時間まで)においては、被災者に対する 救命救急医療が中心となり、急性期(3日目から概ね1週間)以降は、被災者の避難生 活の長期化、生活環境の悪化に対応する健康管理と心のケアが中心となる。

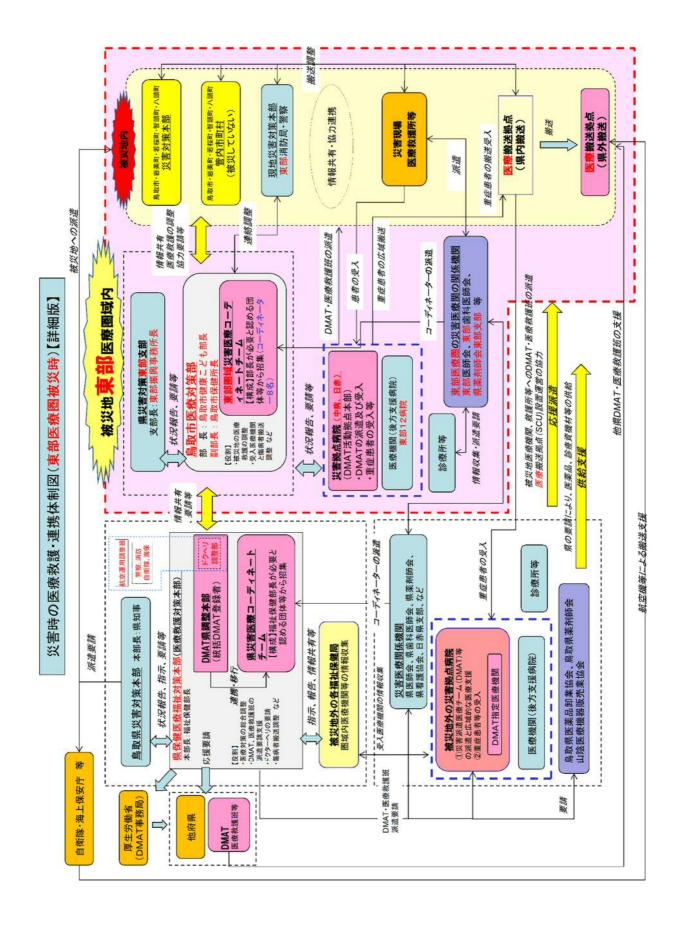
この指針は、「平時の準備」から、「発生した災害の応急対策がおおむね完了したと健康こども部長が認めたときまでの活動」について、関係機関がそれぞれ実施すべき基本的事項を定めるものである。

#### 災害時の医療救護連携・連絡体制

本指針に定める、災害時の医療救護連携・連絡体制を模式的に図示すると次ページのとおりである。

# (東部医療圏被災時) 災害時の医療救護連携・連絡体制





# 第1章 災害時医療体制の平時の準備

#### 第1節 災害時医療体制の整備

本市は、本市及び4町において災害が発生した場合、速やかに医療救護活動が行えるよう、マニュアルを作成するなど必要な体制を整備するとともに、関係機関との連携体制を 構築する。

#### 1 体制整備

本市 (医療対策部) は、災害が発生した際、どのような体制をとるのかを予め整備するとともに、関係機関との連絡体制を確認しておく。

また、各機関との応援体制を整備し、必要な協定を締結するなど、災害時における医療活動が速やかに実施できるよう努める。

#### 2 広域災害医療救急情報システム (EMIS)

本市(医療対策部)は、災害時に医療施設の状況を迅速に把握するため、広域災害救急医療情報システム(EMIS)を利用し、国・県・4町・医療機関・関係団体間等の情報収集及び連絡体制を構築するとともに、日頃から入力訓練に参加するなど、その操作を習得する。

#### 3 医薬品等の備蓄

災害時において必要な医薬品等が本市及び4町の救護所、避難所等において確保されるよう、鳥取市立病院に流通在庫として医薬品を備蓄するとともに、鳥取市保健所が保管している診療材料の在庫を管理しておく。

#### 4 広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)

本市(医療対策部)は、東部医療圏に指定されたSCUについて、域外搬送に備え、 DMATと協力しながら設営訓練を行うとともに、備品等が適切に使用できるよう日常 の点検等を行う。

#### 5 災害医療コーディネートチーム

本市は、災害医療関係機関の長から推薦された者を「東部圏域災害医療コーディネーター」に委嘱する。なお、委嘱は毎年行う。

#### 第2節 災害時の医療救護マニュアル

#### 1 災害時の医療救護マニュアルの整備

- (1)本市(医療対策部)は、4町、消防機関、医療機関等と協力して、東部圏域における広域的な連携を促進し、医療救護に関する総合調整を行うため、本指針に基づいて 災害時の医療救護マニュアルを作成する。
- (2) 作成にあたっては、特に、多数の負傷者が発生した場合の、医療機関への傷病者の振り分けのための階層化など、東部圏域の医療機能に即した体制を考慮する。

#### 第3節 災害医療関係訓練及び研修

#### 1 本指針に基づく訓練

本指針に基づき、本市は、県、医療機関、関係機関等とともに、市総合防災訓練を行うほか、県の災害時等の訓練等に積極的に参加するよう努めるものとする。

#### 2 訓練情報の提供

本市は、防災訓練等の情報を関係機関に積極的に提供するものとする。

#### 3 訓練による本指針の見直し

本市は、訓練実施後、必要に応じ、本指針の見直しを行う。

#### 4 災害医療関係研修

本市は、災害時等の医療救護活動を円滑かつ安全に行うための専門的な研修に参加するよう努めるものとする。

# 第2章 災害時における活動

#### 第1節 医療救護活動の実施

#### 1 医療対策部の立ち上げ

本市は、次の場合に、健康こども部長を部長とする医療対策部を立ち上げ、東部圏域における医療救護活動にあたる体制をとるものとする。

- ① 本市及び4町のいずれかに災害対策本部が設置されたとき(\*)
- ② 東部圏域において震度5強以上の地震が発生したとき
- ③ 東部圏域に津波警報(大津波)の発表があったとき
- ④ その他市長が必要と認めたとき
- \*地震発生時における本市の災害対策本部自動的設置の例 震度6弱以上の地震が発生したとき

#### 2 医療対策部の活動

医療対策部は、東部圏域住民の生命を守ることを目的とし、災害医療ニーズに総力を 挙げて対処する。また、その目的達成のため、県医療救護対策本部と連携・協力する。 <主な役割>

- (1) 災害超急性期における関係機関との連携
  - ア EMISを活用した医療機関の被害状況の集約及び医療機関への情報提供
  - イ 災害現場医療救護所等との連絡調整
  - ウ 本市及び4町の災害対策本部との連絡調整
  - エ 鳥取県薬剤師会を通じた薬局等の被害情報の収集及び情報提供
  - オ 県災害対策東部支部から災害情報の把握
- (2) 受入医療機関の把握と患者搬送の連絡調整
  - ア 災害拠点病院及び病床を有する医療機関の傷病者受入れの可否把握
  - イ 受入医療機関への協力要請
  - ウ 受入可能な医療機関の情報を消防局に連絡
  - エ 収集情報を整理し、県医療救護対策本部及び県災害対策東部支部へ報告
  - オ 東部圏域内の医療機関で傷病者の受入ができない場合は、県医療救護対策本部に 東部圏域外の医療機関への受入調整を要請(域外搬送、ヘリ要請等)
  - カ 鳥取県東部医師会、医療機関への情報提供
  - キ 航空搬送拠点臨時医療施設 (SCU) の設置要請及び支援

- (3) 医療救護班等の派遣調整及び災害派遣医療チームの受入調整
  - ア 医療救護班等の必要数と派遣先ライフライン状況等の確認
  - イ DMAT県調整本部、災害拠点病院(参集拠点病院)との連絡調整
  - ウ 災害拠点病院及び鳥取県東部医師会に医師・看護師の派遣要請
  - エ 医療救護班の班編成と派遣先決定
  - オ 派遣元医療機関及び鳥取県東部医師会に派遣先、班数、移動手段について連絡
  - カ DMATが既に派遣されている場合は、県医療救護対策本部に調整依頼
- (4) 外部からの支援受入体制の確立
  - ア 外部からの保健所支援スタッフ「災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT)」を受入れ、保健医療活動を総合調整する体制を整える。
- (5)被災地での活動(4町含む)
  - ア 避難所等を巡回、医療、救護、健康相談、環境調整を実施
  - イ 医療救護班等の必要数と派遣先の確認
  - ウ 本市保健師等の班編成の可否確認
  - エ 災害拠点病院及び県東部医師会に医師・看護師派遣の可否確認
  - オ イ~エの対応が不可能な場合は、県医療救護対策本部に派遣要請
  - カ 医療救護班編成と派遣先決定
  - キ 必要物品及び移動手段の確保(公用車等)
  - ク 医療救護班を災害現地へ派遣
  - ケ 被災者のメンタルケア、口腔ケア・治療が必要な場合は、医師等を派遣
- (6) 医薬品等に関する情報収集
  - ア 医薬品取扱業者から、医薬品不足情報の受理
  - イ 医薬品不足状況を県医療救護本部に報告
  - ウ 鳥取市保健所に備蓄している災害用資機材及び鳥取市立病院に備蓄している災害 用医薬品の使用検討
  - エ 大量の医薬品が不足する場合は、地域の販売業者に医薬品の確保の可否を確認
  - オ 災害用医薬品の供給は、県医療救護本部と連携・協力し、必要な数量を指定場所 に搬送
  - カ 血液センターとの連絡調整
  - キ 輸送路及び搬送手段は、本市において確保
  - ク 以上の対応によってなお不十分な場合は、県医療救護対策本部と連絡を取り、必要な協力を要請
- (7) 鳥取県東部歯科医師会、鳥取県薬剤師会との連携
  - ア 歯科及び薬剤分野の器材・医薬品の必要性の確認を行い、それに応じて鳥取県東 部歯科医師会・鳥取県薬剤師会に協力依頼
- (8) 災害弱者(在宅要支援者)への対応

必要に応じ、在宅要支援者に対する次のような安否確認や支援等を行う。

- ・障がい者のうち在宅要支援者に対する安否確認、支援相談
- ・難病患者のうち在宅要支援者、在宅人工呼吸器装着患者に対する安否確認、支援 相談
- ・その他災害弱者に対する安否確認、支援相談
- (9)透析患者への対応
  - ア 透析医療機関の透析装置稼働状況の把握
  - イ 患者の受入れ可能な透析医療機関の情報収集及び情報提供
  - ウ 断水等により水の供給ができない透析医療機関に対し、給水車等を配備する市町 及び水道事業者と連携
  - エ 同一市町において水の供給が不可能な場合は、県災害対策東部支部又は県医療救 護対策本部に、他の市町村又は自衛隊への給水要請を依頼。
  - オ 透析医療機関が被災した場合は、必要に応じ受入医療機関を調整
- (10) 心のケア対応
  - ア 学校、福祉施設等との連絡調整
  - イ 鳥取県精神保健福祉センターとの連携
  - ウ 被災者の心のケアのための相談対応
- (11) ボランティアへの対応
  - ア 災害後に予想される東部圏域外の医療有資格者からのボランティア医療救護活動 参加希望に対する派遣先の調整
  - イ その他医療救護関係のボランティアに関する必要な情報収集・伝達等

#### 3 東部圏域災害医療コーディネートチーム

本市(医療対策部)は、超急性期のDMAT活動拠点本部の役割を引き継ぐため、地域の災害医療の中心となる関係機関から推薦され、市長が委嘱した「東部圏域災害医療コーディネーター」を招集し、保健所長を調整役とする「東部圏域災害医療コーディネートチーム」を編成し、被災地の医療救護活動に関する調整会議等(定例的なミーティング)を開催する。

チームの招集時期は、医療対策部長が県医療救護対策本部及び統括DMATと連携して判断する。

また、東部圏域災害医療コーディネートチームは災害医療の各フェーズにおいて、次の役割及び業務を担う。

#### (1)役割

ア 東部圏域における災害時の地域の医療ニーズを把握・分析し、災害医療が間断なく、偏在なく、効果的に提供されるよう、医療救護班等や医療有資格のボランティア医療救護活動参加希望者の配置の重複や不均衡が起きないように配置調整等の医

療コーディネートを行う。

- イ 災害の超急性期に東部圏域の災害拠点病院に設置される、DMAT活動拠点本部 と連携し、情報の共有を行う。
- ウ 県災害医療コーディネートチームとの情報共有や支援調整を行う。

#### (2)業務内容

- ア 被災状況、病院等の診療状況及び避難所の状況の把握と医療支援計画の作成
- イ 医療救護班等の配置と受入調整
- ウ 圏域内搬送が適切な場合の調整及び、広域医療搬送が適切な場合の支援
- エ 保健師の派遣要請と調整
- オ 血液、医薬品等必要な物資の調達の調整
- カ 避難所等の衛生対策(感染症・食中毒対策等)に係る本市及び県関係機関との連 携
- キ 上記に係る県医療救護対策本部への報告及び必要な支援要請
- (3)業務遂行体制
  - ア 指揮命令系統の確立とエリアごとの担当者の指名
  - イ 地域の医療調整を行うための定例ミーティングの開催(医療救護班等との情報の 共有と対策の検討)

#### 4 本市における医療救護所の設置

- (1) 設置
  - ア 医療対策部は、地域防災計画に基づき、必要により救護所を設置するとともに、 住民に救護所の設置を周知する。
  - イ 救護所の設置基準、業務、場所は次のとおりとする。
    - ① 設置基準

医療機関の収容能力を超える多数の傷病者が短時間に発生すると見込まれる場合など

- ② 業務
  - 傷病者のトリアージ、軽症患者への応急処置、傷病者の搬送手段の確保など
- ③ 場所
  - 学校、地区公民館、その他の避難所、災害現場など
- (2) 災害弱者への対応(在宅要支援者を含む)
  - ア 高齢者、障がい者等の災害弱者への情報提供、安否確認及び避難所等への収容を 行う。
  - イ 福祉行政機関及び地域組織等と連携し、災害弱者への配慮を行う。
- (3) 医薬品、医療用資器材等の確保
  - 救護所において医薬品、医療用資器材等の備蓄が不足する場合、県医療救護対策

本部に補給を要請する。

#### (4)情報提供

電話、ファクシミリ、電子メール等により、医療に関する情報(医療機関、医療救護所、DMAT、医療救護班、傷病者等に関する情報)を関係機関、報道機関に提供する。

#### (5) その他の応援要請

その他医療に関する応援等が必要な場合は、医療対策部が関係機関に要請する。

#### 第2節 特に対応が必要な個別事項

#### 1 人工血液透析受診者等災害時要配慮者の対応

人工血液透析、人工呼吸器装着・酸素療法等を受けている在宅患者など、医療の中断が生命に影響する患者は、災害時の医療機関の損壊や、ライフラインの途絶が、他の者よりもリスクを高める状況にある。ここでは、そのような災害時要配慮者への対応を記載する。

#### (1) 医療機関

被災地内の医療機関は、病院の機能の損壊により、災害時要配慮者に対する医療の 継続ができないことが明らかな場合は、可能な限り利用者に対し、その旨を連絡する。

#### (2) 災害時要配慮者の搬送

ア 本市及び4町は、必要な患者等の搬送手段の確保に努める。

イ 4町において搬送手段が確保できない場合は、本市医療対策部に対し支援を要請する。

ウ 本市医療対策部は、4町から要請があったとき、あるいは、本市において搬送手 段の確保が困難になったときは、県医療救護対策本部と連携・協力し、搬送手段の 確保、受入調整を行う。

## (3)人工血液透析受診者(透析患者)対応

災害時の透析医療供給体制の確保のため、県が定める「災害時における透析医療の活動指針」により実施する。

# 第3章 災害時の傷病者搬送体制

災害発生時には、多くの傷病者が被災地内の医療機関に殺到することが予想されるが、 一つの医療機関の受け入れ能力には限りがあるため、傷病者を分散して搬送することが 必要となる。

さらに、ライフラインの途絶等により、根本治療が困難となった場合などには、十分 な治療継続が可能な医療機関に搬送することが必要となる。

#### 第1節 被災地域内での傷病者の搬送

#### 1 実施者

- (1)傷病者等の医療機関(災害拠点病院及び後方支援病院等)への搬送は、消防局が実施する。
- (2) 消防局の救急車が確保できない場合は、県、本市、4町で確保した車両または県防 災へリコプター等により搬送する。

#### 2 搬送先決定の際の注意点

- (1)本市医療対策部は、圏域内の病院でどの程度傷病者の受入が可能か把握に努め、地理的に近い病院に対応能力以上の患者が集中することのないよう、消防局と協力して調整を図る。
- (2) 特に、重症外傷、重症熱傷、圧挫症候群等、搬送先が限られる傷病については、 病院の受入可能人数が極めて少ないことが予想されるため、早期に圏域外の病院 に受入要請を行う等、搬送先の確保に十分留意する。
- (3) 重症患者についても、病院側は同時に複数の患者を受け入れることは困難であるため、分散搬送の実施に留意する。
- (4) 県医療救護対策本部は、県内病院の受入可能人数等の把握に努め、本市医療対 策部の支援を行う。また、災害が広域にわたる場合には、県医療救護対策本部が 県外の受入状況の把握に努め、搬送先の調整を図るものとする。

#### 3 搬送の要請

#### (1) 救護所

救護所統括者は、傷病者の応急処置後、医療機関への収容が必要な重症者、中等症者について、災害拠点病院等の医療機関へ搬送を行うため、消防局へ搬送を依頼する。

#### (2) 医療機関

自院で治療継続困難な収容患者で、転院搬送の必要が生じ自ら搬送及び受入医療機関の確保ができない場合は本市医療対策部に、また搬送手段が確保できない場合は消

防局に要請する。

#### (3) 県災害対策本部

県災害対策本部は、消防局等と連絡調整を行い、次のような場合は、必要に応じて 自衛隊、第八管区海上保安本部等の出動を要請し、ヘリコプター、船舶等を活用して 搬送を行う。

- ・道路の損傷、集落・施設の孤立により陸路の搬送が困難な場合
- ・傷病者等を遠隔地の施設へ搬送する必要がある場合
- ・病院等の被災により多数の傷病者等を移送する必要がある場合
- ・傷病者等について、直ちに搬送する必要がある場合

## 第2節 傷病者の広域搬送 (圏域外地域への搬送) とSCUの設営

さらに被害が甚大と見込まれる場合は、被災地域内の医療機関では収容及び高度救命治療、専門的治療が困難と判断される重症患者を、医師や看護師の管理下に被災地外の医療機関に搬送する医療搬送が必要となる。

地方公共団体(市町村・県)が主体的に行う医療搬送を地域医療搬送といい、救急車、 消防防災へリコプター、ドクターへリコプターが用いられる。

国が主体的に行う医療搬送を広域医療搬送といい、自衛隊が保有する固定翼輸送機や大型回転翼機(ヘリコプター)が用いられる。

医療搬送は、搬送の必要性により、次の①から③の順に実施する。

- ① 県内被災地外や近隣県への地域医療搬送
- ② 県外への地域医療搬送
- ③ 広域医療搬送

#### 1 県内被災地外や近隣県への地域医療搬送

被災地域内での重症者の収容能力には限界があり、重症者を東部圏域外(県内及び近隣県)の病院に分散させることで最善の治療体制を確保するため、重症者の東部圏域外への地域医療搬送を行う。

#### <各機関の役割>

(1) 医療機関(災害拠点病院及び後方支援病院)

医療救護施設から搬送された中等症者及び重症者を受け入れて治療を行うが、当 該病院で収容等の対応が困難な重症患者については、本市医療対策部に地域医療搬 送の要請を行う。

(2) 本市及び4町、消防機関

- ア 医療救護施設及び医療機関から搬送依頼があり、東部圏域内での受入医療機関 の確保が困難な場合は、東部圏域外の受入医療機関の確保について本市医療対策 部へ要請する。
- イ 消防機関は、救急車での搬送のほか、必要に応じて現地医療救護所等の直近に ヘリコプターの緊急離着陸場等の選定確保と地上支援を行い、ヘリコプター搬送 等に協力する。

#### (3) 本市医療対策部

- ア 東部圏域内での受入医療機関の確保が困難と判断される場合は、県医療救護対策本部に受入医療機関の確保を要請する。また、東部圏域外の受入医療機関情報について、消防局及び医療機関等に情報提供する。
- イ 東部圏域が被災していない場合でも、地域医療搬送のために県医療救護対策本 部から受入医療機関の情報提供の依頼があった場合は、東部圏域内の受入可能な 医療機関の情報提供を行う。

#### 2 県が主体的に実施する県外への地域医療搬送

県内医療機関では収容及び高度救命治療、専門的治療が困難と判断される重症患者に対し、県が主体的に地域医療搬送を行う。

#### <本市医療対策部の役割>

県医療救護対策本部からのSCUの設置運営の支援要請を受けて、医療搬送拠点に職員を派遣し、県災害救護対策本部、DMAT及びSCU設営協力医療機関と協力しSCUを立ち上げるとともに、DMAT・SCU指揮所と連携してSCU本部を運営する。

#### 3 広域医療搬送とSCU設営

発災から時間の経過とともに、更に多数の傷病者が発生し、他県への搬送が必要となった場合に、県の要請に応じて国が、被災地内の医療搬送拠点から被災地外の医療搬送拠点に自衛隊の固定翼輸送機や大型回転翼機(ヘリコプター)によって、広域医療搬送を実施する。

#### <本市医療対策部の役割>

県医療救護対策本部からのSCUの設置運営の支援要請を受けて、医療搬送拠点に職員を派遣し、県医療救護対策本部、DMAT及びSCU設営協力医療機関と協力しSCUを立ち上げるとともに、DMAT・SCU指揮所と連携してSCU本部を運営する。

# 第3節 SCUの設置

# 1 設置場所

東部圏域における広域搬送拠点は次の場所に設ける。なお、それ以外の場所が必要となる場合は、県医療救護対策本部と協議を行う。

所在地	種別	施設名	施設管理者等			
鳥取市湖山町西	回転翼機・固定翼機	鳥取空港	鳥取県			
鳥取市布勢	回転翼機	鳥取県立布勢総合運動公園	鳥取県			

#### <用語集>

#### DHEAT (ディーヒート・災害時健康危機管理支援チーム)

大規模自然災害等の発生時に、被災地で保健医療支援活動に必要な情報を収集・評価し、地方公共団体の健康危機管理活動を支援する公衆衛生対策の専門家チーム。公衆衛生医師・保健師・業務調整員のほか、薬剤師・獣医師・管理栄養士・精神保健福祉士・臨床心理技術者などで構成され、専門的な研修・訓練を受けた後、各都道府県に登録される。

DHEAT (ディーヒート) (Disaster Health Emergency Assistance Team)。

#### DMAT (ディーマット)

地震などの大規模災害現場で、災害急性期(発生後48時間以内)に活動できる機動性を もった医療チーム。専門的訓練を受けた医師・看護師・業務調整員で構成され、現場での トリアージや応急処置・救命措置などの医療行為をはじめ、災害地外の病院への広域医療 搬送、被災地の病院支援などの活動を行う。

DMAT(ディーマット) (Disaster Medical Assistance Team)。

#### EMIS $( \langle 1 - \xi \rangle )$

災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況など災害医療にかかわる情報を 共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供すること を目的とした、広域災害救急医療情報システム (Emergency Medical Information System)。

#### **ASD** (エーエスディー)

急性ストレス障害 (acute stress disorder) の略で、生死にかかわるような強い恐怖やショックなどの心的外傷を体験した後に起こる一過性の精神障がいをいう。

#### SCU (エス・シー・ユー)

ステージング・ケア・ユニット (Staging Care Unit) の略で、航空搬送拠点に隣接して 設置された臨時医療施設のこと。

#### トリアージ

トリアージ (triage) とは、災害・事故現場などで一時に大勢の負傷者が発生した時に、 重症度によって治療の順番を決めることをいう。

#### <医療救護活動における鳥取市との協定団体 (順不同)>

一般社団法人鳥取県東部医師会、一般社団法人鳥取県東部歯科医師会、一般社団法人鳥取県薬剤師会、公益社団法人鳥取県看護協会、一般社団法人鳥取県助産師会、公益社団法人鳥取県柔道整復師会、鳥取県精神保健福祉士会、鳥取県臨床心理士会、公益社団法人鳥取県栄養士会、鳥取県医薬品卸業協会、山陰医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会県内会員会社